

第 39 回 MOF・NGO 定期協議会議事録

- ◆ 日時：2008 年 9 月 18 日
- ◆ 会場：財務省 4 階 中 422 会議室

議題

- ・ NGO 側議題 2：OECD コモンアプローチのピアレビューに関する NGO 提案
- ・ NGO 側議題 3：ラオス・ナムグム 3 ダムの環境アセスメントについて（ADB）
- ・ NGO 側議題 4：カンボジア国道 1 号線改修事業の生計安定化プログラムについて（ADB）
- ・ NGO 側議題 5：ネパール・西セティ水力発電事業について（ADB）
- ・ 財務省側議題：アクラ・ハイレベルフォーラムについて
- ・ NGO 側議題 1：「適応」対策のための「革新的市場メカニズムの開発」促進における世銀とアジア開発銀行の役割に関する財務省の方針について

◆ 出席者：

【財務省国際局】

審議官室：門間審議官

開発政策課：仲課長、錦織室長、玉木課長補佐、中山係長

開発機関課：土井課長、傳田課長補佐、鴨志田係員

地域協力課：西山係長

【NGO】

神崎尚美（FoE Japan）、清水規子（FoE Japan）、福田健治（メコン・ウォッチ）、木村祥子（メコン・ウォッチ）、森田明彦（東京工業大学）、宮下恵（国際協力 NGO センター）、大内穂（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、石井陽一（トランスペアレンシー・インターナショナル・ジャパン）、日向俊一（アジア開発銀行駐日代表事務所）、古沢広佑（JACSES）、永村千佳（JACSES）、山下梨江（JACSES）、斎藤健二（JACSES）、田辺有輝（JACSES）

NGO 側議題 2：OECD コモンアプローチのピアレビューに関する NGO 提案

神崎：

ECA ウォッチからコモンアプローチのピアレビューを行ってはどうかという提案を財務省、経済産業省、外務省、国際協力銀行、日本貿易保険に送らせて頂いた。2007 年にコモンアプローチが改訂されたが、その中に運用を評価するという文言が含まれている。これはメンバー国で行うことと、ECG メンバー国が協力して行うことが含まれている。せっかくコモンアプローチという良い基準があるのだから、実施面でも良い実施を行うことが重要である。

コモンアプローチの運用が国によって違うと聞いている。また、外から見たときにどのような運用を行っているか把握しにくいという実情がある。実施の差を埋めるためにも、ピアレビューという方法を提案した。この NGO 提案が ECG の中でどのように取り上げられているか、取り上げられていないのか、議

論されているのであればどのような議論をされているのかを教えてください。これが1点目。2点目については、財務省としてピアレビューをどのように受け止めているか、提案の中で難しいと思う点について、意見交換をさせて頂きたい。

MOF 玉木

NGO からコモンアプローチの実施を確保するシステムについて問題提起されていることは承知している。本件については ECG の 4 月会合、6 月会合においても議論されている。ECG メンバー間で交渉中の事柄であるので、具体的な議論の内容については現時点で明らかにすることは控えさせて頂くが、市民社会との協議プロセスや情報公開のあり方について、OECD 内で行われている他のピアレビューの方法なども参考にしながら議論をしている。なお詳細は明らかにできないが、メンバー間のレビューの充実については概ね支持が得られているものと理解している。また、単に市民社会からの要請に対応するという観点からのみではなく、ベストプラクティスを確保するためメンバーの取組を促進するという観点からも提案されており、ECG において主体的に取り組んでいるものと理解している。なお、先程、本年の 4 月と 6 月の会合で議論したと述べたが、11 月の会合においても引き続き議論が行われる予定である。

質問 2 について、財務省においても、信頼性及び透明性が確保されたコモンアプローチの実施が重要であると考えている。こうした考えの下に、現行のメンバー相互間のレビューシステムの充実については支持しており、ECG 会合での議論に積極的に貢献している。またピアレビューの実施にあたっては、市民社会組織等の外部からの情報提供は非常に有益であり、環境社会配慮等の情報公開の促進など透明性のあるプロセスは大切なものと考えている。

ピアレビューの実施にあたって困難な点については、その内容次第ではあるが、既存の仕組みとの重複を避けることや ECG 加盟国や ECA 及び事務局にとって大きな負担とならない等、実効性のある措置を確保するとともに、情報公開については、商業上の機密事項に関わる情報が含まれる可能性があるといった ECG 会合の特殊性についても配慮が必要だと考えている。

神崎：

レビューの充実とグッドプラクティスについて聞き取れなかったので、もう一度お願いしたい。

MOF 玉木：

ECG の取組姿勢について説明した。単に外部から指摘を頂いたからという観点だけではなく、ECG 内でベストプラクティスを確保し実施を高めていくという観点からも取り組んでいるということ。

神崎：

現在のコモンアプローチにも実施の評価や公平に実施する仕組みについて書いてあると理解している。ただ、市民社会からは、どのような取り組みがされているかが見えない。先程、ECG 内での相互のレビューについて見直しを検討しているという話があったが、実際にはコモンアプローチを強化する為にどのような取り組みがされているのか教えてください。

MOF 玉木：

外部から分かりにくいという指摘があることは承知している。詳細は ECG 内で交渉中のことなので申し上げにくい、調査票に基づいた回答やカテゴリ分類の事後通報などの情報提供は現在もしており、透明性を向上するためにどこまで何ができるか ECG 内で検討している。また、メンバー間で報告に基づいて会合でも議論はしてきているが、より深い議論を行えるあり方について ECG 内で議論しているところである。

清水：

現在取り組んでいることとしては、コモンアプローチのもとでどのような取り組みをしているかというアンケートと、カテゴリ A、B の環境レビューについて、少なくとも半年に一回の報告だが、この現状よりも先に行くという議論をしているということか。

MOF 玉木：

既存のシステムとして今おっしゃったことはある。既存のシステムをどのように充実させるかという議論を行っている。

神崎：

レポートをウェブ上で拝見した。各 ECA がどのような審査を行っているかの情報は出ているが、このレポートが出た後に、ECG 内での議論はあったのか。各国の ECA のプラクティスは様々で、これをどうするかという議論は行っているのか。

MOF 玉木：

事務局で調査票を取りまとめ、ECG 会合で議論されている。

清水：

調査票だと、例えば環境レビューについてどのような確認を行っているかが書いてある。各 ECA の取り組みは十分ではないといった議論はあるか。

MOF：玉木：

お互いの調査票はメンバー間で見ることが可能なので、他の ECA の実施に疑義があれば提起することはできる。ただ、現在の ECG 内での議論では実効性が確保できないのではという指摘があるのは承知しており、どのようなことができるのかといったことも議論しているところである。

清水：

どのようなスケジュールで議論しているのか。現在のコモンアプローチにはパラグラフ 22 とパラグラフ 3 には、コモンアプローチの実施について level playing field を確保する為に何らかの組織を作ると書いてある。昨年の改定において、このような文言を入れたからには、その後、ECG の間でこれに関する何らかの議論があったのではないかと思う。その辺りの現在の議論と現在のピアレビューの議論はどうリンクするのか。

MOF 玉木：

これについては、コモンアプローチの実施の経験を積んでいくことで、より良い実施の確保に努めるとの考えであり、環境実務者会合でも各国の取組について議論している。このような経験の構築を踏まえてコモンアプローチの実施の確保、内容の充実を図っていくというものである。更に、それとは別に既存のレビューについて、どういった充実が図れるかを ECG 会合において議論している。

神崎：

現在 JBIC、NEXI の環境社会配慮ガイドラインの改訂に深く関わっている。その際、JBIC でのこれまでのガイドラインの実施状況をレビューした実施状況確認調査の報告書を出された。この報告書は、ECG のカテゴリ A、カテゴリ B のレポートと似ていて、手続き面での評価が主だったので、環境レビューの時に使った環境アセスメント報告書の質など、中身の評価をして頂きたいということで、追加調査をお願いした経緯がある。

ECG が出されている文書を見ても、もう少し改善して欲しい点がある。JBIC、NEXI とも、他の ECA と比較しても高いレベルのガイドラインを持っているし、今回の改訂でも、住民移転や先住民族への配慮の点で極め細やかに要件を盛り込む方向性になっている。このような日本の姿勢を ECG の中でも普及し、基準を高めることに貢献して頂きたいという思いから、今回この議題を出した。今伺っていると、ECG が出している報告についても改善の余地があると認識されていると捉えた。できるだけフランクに意見交換させて頂きたい。

清水：

既存のレビューとの重複とは何を指しているのか。

MOF 玉木：

OECD の他の組織でもピアレビューなど様々なメカニズムがあるので、活用できるものは活用し、無用な過度の負担にならないようにという趣旨だった。環境実務者会合などでもそういったものがある。

清水：

昨年採択されたコモンアプローチが 2010 年に改訂する予定になっている。日本の NGO としては、コモンアプローチを JBIC や NEXI のレベルに合わせて高めて欲しい。第三者のレビューがないと、ECG 全体の実施がどのようになっているのか分からないまま改定作業が進むことになる。改訂前には、コモンアプローチの実施の包括的な評価が必要である。

MOF 玉木：

2010 年のレビューでどのような議論が行われるかは予断できないが、情報公開や透明性は重要だと思っており、ご指摘を踏まえて今後も検討したい。

NGO 側議題 3：ラオス・ナムグム 3 ダムの環境アセスメントについて（ADB）

福田：

プロジェクト現地に行くのが困難なので、私たちもプロジェクトの問題が把握できていない。環境アセ

スメント報告書（EIA）を入手したいと思っているが入手できずに困っているのが現状である。2月8日にラオスのビエンチャンでナムグム3ダムに関するコンサルテーションが行われた。この中では、EIAの内容を説明したパワーポイント資料が紹介された。EIAのドラフトは公開されず、パワーポイントのみでコメントを求めた。

前回の協議で、この点についてあげさせて頂き、その後、当時の担当であった久郷さんと話をさせて頂いた。その際、財務省から頂いた答えは、必ずしもコンサルテーションはこの1回ではなく継続したプロセスとして考えている、現在事業者であるGMSパワーがコメントを受けてEIAを修正している、理事会承認は年明け以降になるだろう、ということだった。

しかし、EIAのドラフト公開についてはきちんとしたお答えを頂けなかったもので、今回改めて明確にしたい。EIAがドラフトの段階で公開され、議論されることはADBの環境政策の中でも求められていることであり、ラオス国内の制度上も必要とされている。ラオスには、環境アセスメントに関する規則があり、Public Involvementについてはガイドラインに従って行うと書いてある。Public InvolvementのガイドラインはADBが環境プログラムという融資を行う条件として作らせたものである。EIAや社会アセスメント（SIA）については現地やビエンチャンで公開すると書かれている。

一方、ADBは環境政策において、EIAのドラフト段階で、プロジェクトに関連する情報を公開した上でコンサルテーションを行うことが求められている。ADBの政策は守られていないのではないかと考えている。コンサルテーションでは結論だけが紹介されていた。例えば、下流の漁業への影響、「マイナス、マイナス、マイナス」と書いてあり、どんな魚がいて、ダムが建設されることでどれくらい減って、地域の生態系や住民にどのような影響があるのかといった情報が出ていない。

質問1は、公開される予定のドラフトはあるのか、公開されたドラフトに基づいてコンサルテーションは行われるのかをお聞きしたい。質問2として、もしこのままEIA最終版が作成されて政府が承認し、ADBがサマリーを作成するのであれば、ラオス政府の国内制度に違反し、ADBの環境政策も守っていないことになるが、財務省の考えをお聞かせ願いたい。質問3として、2005年3月にラオスのナムトゥン2ダムに対する世界銀行とADBの支援に日本政府は賛成した。その際には、このプロジェクトが単体としてOKというだけでなく、事業を支援する中でラオスの環境政策や公共支出のシステムを改善し、ラオスの環境問題、貧困問題全体にインパクトを与えるというインプリケーションがあるということで事業を支援したと伺った。実際にADBが支援しているプロジェクト1つを見てみても改善が見られない中で、ラオスの水力発電セクター、環境政策の改善について日本政府としてどのように関わっていくことができるか、お答えを頂きたい。

MOF 傳田：

質問1と2を同時にお答えすることになるが、今年2月の会合はステークホルダーからコメントを得る為に開催されたものである。そこでのコメントを踏まえてEIAドラフトはさらに改訂されている。今週にもコンサルタントからWater Resource Agencyに提出され、それに基づいて議論がなされるという情報を得ている。ADBとしても、内容を精査した上でラオスの国内政策やADBの環境政策に則って合意を求めていくと言っている。当然、コンサルテーションが適切に行われ、ポリシー通りに理事会検討の120

日前にはサマリーが ADB のウェブサイト公表されると考えている、とのことである。

コンサルテーションは第 2 回が予定されており、日程は決まっていないが第 4 四半期ということだけは決まっている。EIA ドラフトについては、そのコンサルテーションの席上で配布することを考えているとの事である。彼らとしてもきちんとポリシーを遵守することなので、こちらとしてもそれをフォローすることになる。

質問 3 について、例えばラオスの環境政策と ADB、世界銀行の環境政策を比較した場合、ADB や世界銀行の環境政策の方がしっかりしているということがありうる。ADB なり世界銀行なりの環境政策をきちんと守らせる事で、「国内の環境政策自体もきちんとしないといけない」ということをラオス自身に分かって頂けると思うので、そういったことを通じてラオスの環境政策は改善されていくと思う。逆に ADB、世界銀行が自分たちで決めた政策を守らないということがあるのだとすれば、遵守するようこちらからも対応する。

福田：

2 点ほど確認したいが、まず今週中にコンサルタントから WREA に提出されるとのことだが、これがドラフト EIA になるのか。

MOF 傳田：

ドラフト EIA だと聞いている。

福田：

コンサルテーションは第 4 四半期に開催されるということだが、一方で理事会の協議は 2009 年の早い時期に行われると聞いていた。このプロセスは後ろにずれるのかどうかを確認したい。

MOF 傳田：

スケジュールが後ろ倒しになるかどうかは確認する。

福田：

ドラフト EIA に基づいてコンサルテーションを行うことになれば、出てきたコメントを基にファイナライズし、WREA で承認するというプロセスを経た上で、ADB の公開用サマリーが作成されることになるので、その分ずれることになると思う。確認して頂きたい。

EIA のドラフトがコンサルテーションの席上で配布されるという話があるが、いかがなものかと思う。通常、EIA は相当な厚さのものになる。事前に公開した上で、タイミングを置いてコンサルテーションを開催しなければ、意味のあるコメントを得ることは困難だと思う。参加者が事前に読めるタイミングで公開して頂きたい。

MOF 傳田：

2 月に公開された資料は情報不足だという指摘については既に連絡しており、今頂いた点についても連

絡する。

石井：

このダムは ADB の借款で建設されたダムなのか。このダムは、発電だけの目的のものなのか、灌漑のある多目的ダムなのか。灌漑があれば農民にも利益になる。発電だけであれば、住民移転など被害ばかりになる。

MOF 傳田：

このダムが多目的ダムかどうかは確認する。

NGO 側議題 4：カンボジア国道 1 号線改修事業の生計安定化プログラムについて（ADB）

福田：

内容が細かになるために、定期協議ではなく別に財務省の皆さんと協議しようと思って準備したものがこの質問であった。このプロジェクトは日本政府の資金で ADB に設置された貧困削減日本基金（JFPR）からの支援が予定されていることもあって、このプロジェクトが国道 1 号線の住民移転の改善につながるものかどうかを注意深く見て頂きたい。

国道 1 号線改修事業に ADB が融資を決定したのは 98 年。建設自体は終了し、プロジェクト完了報告書も出ている。移転住民に対する補償には、これまで様々な問題が指摘されており、今でも未解決の問題が残っている。特に最初に支払われた補償が少なく、移転地の用意が遅れたために、借金をしなければならなかった人たち、転々としなければならなかった人たちがこの間に被った損害はなかなか回復できず、今でも借金漬けの人がいる。

2007 年 7 月に移転地に移った住民から ADB の異議申立てメカニズムであるスペシャル・プロジェクト・ファシリテーター（SPF）に対して異議申立てがなされた。その後、現地の駐在事務所が移転地の全世帯からの聞き取り調査を行い、問題解決をどう図るかということで、SPF のプロセスは一旦止まったまま ADB 事務局と住民と NGO の間で話し合いが進められている。

問題解決のメカニズムとして ADB が提案しているのは、Livelihood Stabilization Program（LSP）である。最近 ADB のウェブサイトプロジェクト情報文書が掲載されたが、JFPR から 1 億 8000 万ドルのグラントを用いて、主にマイクロクレジットを行うとのこと。私たちはこのプロジェクトの問題を長いこと追ってきて、かなり前から財務省定期協議でも取り上げさせて頂いた。その中で ADB は 2005 年に移転問題について調査を行い、報告書を公開した。ADB が自ら生じた被害を回復する為にプログラムを用意したことは高く評価している。今回の JFPR の支援が問題解決に繋がって欲しいと思っている。質問が多いので、ここで一旦ご回答を頂いた上で、お話をさせて頂きたい。

MOF 傳田：

JFPR の手続きについてご質問頂いているが、ちょうどプロポーサルをこちらでも受け取ったところで、まだ内容を検討していない状態である。従って、全て一般論になってしまうが、手続きに関しては、通

常、プロポーサルに対して日本政府が承認を与えた上で、理事会にかけ、その後案件が実施されるプロセスになっている。通常 JFPR の承認の過程では、そもそも JFPR の趣旨に沿っているかを財務省でも確認して、外務省からも例えば日本の外交政策等に沿っているか、円借款で同じような案件を行っていないかなどのコメントを頂いた上で最終的には日本政府の承認が取れる。通常はこのようなプロセスを取っている。

福田：

外務省はどこが担当しているのか。

MOF 傳田：

国別協力課である。

MOF 土井：

世銀の場合は多国間協力課であるが、ADB の関係は国別協力課である。

MOF 傳田：

質問の 2 点目以降だが、まだレポートを検討していないので、理事室からの情報をそのままお伝えすることになるが、カンボジアの駐在事務所としては本事業に反映できる意見はできる限り取り入れて来ているとのこと。クメール語の資料に関しては、本事業の最終案をクメール語に訳しているところで、受益者のところに訪問して配布することを考えているとの事である。63 世帯以外の住民はどうかという質問があったが、ADB によると、63 世帯以外の 3 箇所の影響を受けた地域を訪問して代表者に事業案の説明を行ったとのこと。回答内容が多く、全てを網羅すると時間がかかるが、これらについて今ひとつひとつお答えするのがよいか、それとも別途時間を設けた方が良いか。

福田：

私は今聞きたいが、他の方がどれくらい関心あるかというところがある。

田辺：

今回は時間の余裕はある。希望しているのであれば良いのではないかな。

福田：

では、お願いしたい。

MOF 傳田：

先程申し上げた通り、まだレポートを検討していないので、単に事務局からの伝聞であるという前提でお聞き頂きたいが、グラントについては主に職業訓練にかかる経費、訓練中の生活費のための日当、マイクロファイナンス機関の融資のための資金が考えられている。回収された資金については、事業が終わった後に Steering Committee が使途について決定する。この資金にて貧困地域などで同様の目的に使われることが期待されている。

内容の 2 点目について、ADB によると、マイクロファイナンス機関が住民の債務の評価を行って借り換えの為の融資を行う。内容の 3 点目については、事務局の回答が質問に対する十分な答えになっていないようなので、後日お答えする。

内容の 4 点目について、カンボジアの駐在員事務所は、NGO の CDRM によって今年の 6 月 26 日に現地を訪問して 63 世帯に加えて他の影響世帯についても本事業を周知した、貧困層を特定する為のニーズアセスメントが行われて、その他の方々にも参加することができるようになった。彼らがマイクロファイナンス機関と直接やり取りを行うことになる。

内容の 5 点目について、カンボジア事務所によると、もともと影響を受けた世帯のリスト、ニーズアセスメント、貧困調査、それぞれによって貧困層であることが確認された場合には、参加する資格があるということで、そういったリストを作成して持っているとのこと。

福田：

ということは、移転をしても、そのリストに貧困層であると確認されれば参加資格があるということか。

MOF 傳田：

内容の 6 点目について、C1 区間の住民が含まれるかという点に関しては、含まれるとの回答であった。内容の 7 点目の職業訓練中に債務が悪化するのではないかとのご質問については、職業訓練の間に更なる債務を負わないように日当を支給することになっている。従って、その間に追加的に債務を負うことは無いとのこと。

内容の 8 点目の質問で、融資ではなくグラントの支援が行われるべきではないかとの質問だが、ADB の回答からは、高齢者や病弱な者が対象だった場合は、その世帯の他のものに与えられるとのことだが、そもそも「融資ではなくグラントで行われるべき」との質問であり、これでは回答が不十分かもしれないので、この点はまた確認する。

その他で、土地権の付与についてはどのように解決されるかという質問については、今年の 8 月 10 日に移転住民の為の土地権を求める書簡が MLMUP（国土管理都市計画省）に提出され国土管理都市計画大臣が 9 月 8 日の週にその要求を承認して、その省内の地籍局というところで、土地権付与の準備が進められている。今後は州の局において具体的に手続きが進められる予定とのこと。

福田：

このプログラムを最初に見た時に思ったのは 1 億 8000 万ドルを何に使うのかということだった。

MOF 傳田：

金額は 180 万ドルであり、日本円で 2 億円程度になる。1 億 8000 万ドルというのは、間違いである。

古沢：

このプログラムは、以前のプロジェクトが迷惑をかけたので補償するというものなのか、それともプロジェクトは成功したが何らかの不足があって行うものなのか。融資の責任をどう受け止めるのか。民間では下手すると訴訟になる。

MOF 傳田：

ご連絡したとおり、まだペーパーを検討していないため、現時点で当方がスタンスを持っているわけではない。しかしながら、プロポーサル検討の際は、きちんとスタンスを決めて対応しないといけないと思っている。ご指摘頂いた点を考えながら、プロジェクトの検討をしたい。影響を受けた方々が置かれている状況は特殊な事情があると思う。補償をもらえなかったのが借金をして生活をしている。その借金の借り換えという形で融資をするという背景がある。融資なのかグラントなのかというよりも、今影響を受けている人をどう救うのがベストかという視点で考えなければならないと思っている。

MOF 土井：

この JFPR のプロジェクトは、我々も正式にプロポーサルを受け取ったばかりなので、中身がどうか、プロジェクトデザインがどうか、日本として支援することができるかどうかはこれからの話になる。補償をどういう位置付けにするかについては、根っこの話で、問題を引き起こしたのは誰なのか、補償すべきだとしたら誰が補償するべきなのか、ADB はローンを出したが、立ち退きを実施するのはカンボジア政府の責任ではないか、という話になると、ADB が補償する立場にあるのかないのか、日本がどうこうというよりは、ADB がカンボジア政府とどういう話をしているのか、という点がある。

ADB としては、補償とは関係なく新たなプロジェクトを出している。困っている人を別のプロジェクトで実質的に救済しようということで、この提案をしているのかもしれない。補償であれば ADB が関わるのは個人的には疑問。日本がどう関わるかについては、日本国民の税金を預かっている立場からすれば、補償のお金を日本の税金で賄うのは考えがたい。また、マイクロファイナンスを実施する場合に、そのシードマネーをグラントで出すべきかという議論もある。具体的にどうするかは我々としても考えなければいけない。

福田：

この事業では、ADB がいろいろとまずいことをしたことはこれまで議論した。補償の問題で言えば 98 年に ADB が承認した RRP に書いてあった補償単価は、カンボジア政府が実際に作った移転計画では数字がすり替わっていた。この矛盾に ADB は気付かずに OK と言ってしまい、元々の水準から見れば相当低い金額の補償しか現地の住民には支払われなかった。

ADB はこの間違いに気付いて移転監査を行い、改めて補償を支払い直すよう交渉して、カンボジア政府に払い直してもらった。債務問題が住民の間で大きくなってしまったのは、このタイムラグがあるから。住民は実際貰えるはずだった額よりはかなり低い額しか貰えずに、親戚から借りたり、業者から借りることになり、借金が膨らんでいった。

補償は終わっているが、今残っている債務問題の責任の一端は ADB にあることは ADB も言っていること。それを穴埋めする為にこのプログラムをやるかどうかになると議論は複雑になる。ダイレクトなリンク

を認めてしまうと、どこまで見なければならないのかという話になるが、事実としてはこのような流れがあり、ADB が過ちを認めた延長線上にはある。

もう一点、日本政府が無償資金協力の ODA として ADB が融資した以外のプノンペンに近い方をグラントで改修中である。こちらのほうも問題がたくさんあり、同様に移転単価が安すぎるという問題が出されている。その件のレポートについても外務省と議論しながら進めている。実は、生計回復のための支援策は、工事の際に地元住民を優先的に雇用するよう指導している、ということ以外に今のところ外務省は特段の支援策は行っていない。

日本政府の ODA は第一期、第二期、第三期に分かれていて、第三期の交換公文についてはまだ決まっていない。第一期でも第二期でも問題があり、生計回復という難しい問題を考えたとき、そのまま第三期に進むのはおかしい。生計回復に関してきちんと手当てがないと第三期でさらに問題がおかしくなる。第三期が一番経済活動が活発な地域にあたる。その前にもっと移転住民の支援策、特に生計回復についてきちんと外務省と議論していきたいと思っていた。その中で、更にこの問題がでてきて、無償のところも対象になると、ADB のものも対象になるかとは別の観点から外務省の行なっている無償資金協力の中で改めてこのプログラムが意味を持つ。外務省とお会いするのは今からか。

MOF 土井：

外務省と話をするのは、まず私達の中で検討してからである。並行的にこのような話が来ているが、まずは我々がどう判断するかであり、それに対して外務省がどう判断するかである。

福田：

その議論の中で、無償資金区間との絡みをどう考えるのかについて、また再度議論、問題提起させて頂きたい。ADB 区間については、ADB がきちんと現地の住民と話し、スタッフが訪れ、詳細な社会経済調査を行っている。無償資金については全くそのようなことを行っていない。どれだけ影響を受けているのか、どのようなプログラムが望ましいのか、今提案されているものが無償資金区間にもフィットするのかわからない。無償資金に関しては、ワンクッションおいて再度状況把握のための調査を行っていくことも考えられるのではないか。またこのことについても問題提起させて頂きたい。

NGO 側議題 5：ネパール・西セティ水力発電事業について（ADB）

田辺：

ネパールの西セティ水力発電事業について、この件に関しても何度か財務省との定期協議会で議論させて頂いている。ネパールの西部に 750MW のダムを建設し、インドに送電することが目的である。現在 ADB が民間セクター融資等の支援を検討している段階である。

まず質問の 1 点目、この事業で移転計画書案の最初のバージョンが ADB に提出され、その後第二ドラフトが更に ADB に提出されていると理解している。その第二ドラフトの中で、ADB の住民移転政策等に照らし合わせて課題があると聞いている。まず、第二ドラフトについて ADB がどのように思っているかを聞いてみたい。

それから２点目、この事業は山岳地帯の１万２千人規模の住民移転が見込まれており、移転先としては南の平野地帯のタライ平原が計画されている。ところがこのタライ平原には、もともと先住民族として住んでいるタルー民族がおり、タルー民族の団体がこの移転に対して懸念を示している。この件に関して、実施者がタルー民族との対話をきちんとしたのか、協議をしたのであれば、その協議の内容をお聞きしたい。

質問３について、私が現地のネパールの NGO に聞いたところによると、事業者がこの事業実施地域内で８箇所の情報公開センターを設置しようとしたところ、住民の反対で２箇所の設置が行なえなかったとのことである。また８月に２５００人規模の住民のデモが現地であり、更に８月の末には住民組織からその地区の地区長に懸念のレターも出されていると聞いている。３番目の話は質問書に載せていないが、情報公開センターの話、デモの話で ADB が把握していることを教えて頂きたい。

それから質問４、ADB 総裁から我々に来たレターによると８割以上の被影響住民がプロジェクトを指示しているとのこと。ただ地域によって若干支持の割合が異なっていると理解しており、水没地域では６割程度の住民の支持しかないとのこと。私が昨年現地に調査に行ったとき、住民から協議の中で特にネガティブな影響に関する説明はなく、また配布された情報シートも短くて不十分ではないかとの懸念が出されていた。住民がどれだけ賛成しているかは、単純に数字だけで判断できるわけではない。この点に関して財務省として、どのような考えがあるかお聞きした。

MOF 傳田：

質問頂いた点に関して、ひとつひとつ話したいと思う。質問の１点目、移転計画書案にどのような課題があったのか、事実関係から申し上げると、２００７年に ADB に第二次ドラフトが提出され、その後、政府側と下流住民への影響や社会経済調査、関係者との協議に関する最新情報を確認した。その上で計画書の見直しが行なわれたということである。特に指摘があったような「遵守上の問題」があったから見直しがされたわけではない。

２点目について、高原や山岳地帯からタライ平原への移住は数世代に渡ってよく行なわれ、よく知られた人口移動であるそうだ。ミッションが今年の７月に現地に行き、タライ平原のいくつかの場所を訪問し、土地の所有者や地元の代表含む地元の住民と協議を行った。その結果として、自分達の近親者が多数いる高地の住民の移転に対してなんら反対がなかったとのことである。この事業の中では必要に応じて、既存の社会援助の改善や、キャパシティビルディング、地域開発のイニシアティブを支援するような予算を確保しており、先住民であるタルー民族や少数民族の支援には注意を払っていくことを考えている。

三点目の情報公開センターについては、これまでに事業者が７箇所の情報センターを設置している。その７箇所というのは、WSH これまで設置しようとしていた情報センターの全てであって、特に地域住民から反対を受けた事実はないとのことである。さらに WSH からの報告によると、このセンターを設置するには、地域住民からの支援や協力が得られたそうである。２５００人規模のデモに関しては、住民がデモをおこなった事実に関しては承知していない、またその地域でそのような大規模なデモを行うのは不

可能ではないかと言っている。その地元 NGO からの情報自体をご確認頂きたいとのことである。

4 点目の質問、プロジェクトに対する支持についてだが、EIA の調査では 1683 世帯を対象に調査を行った。住民が移転をしなければいけない地域、フルサプライレベルと呼ばれる水位との関係で、水没する地域だが、そのうち 88.7 パーセントがこの事業を支持していると情報がある。また住民が移転しなくても良い地域でも 82.8 パーセントが本事業を支持しているとのことである。これについては、2006 年末に 466 世帯を対象にサンプル調査を行い、その時点でも前者で 81.4 パーセント支持、後者で 86.6 パーセントの支持が得られている。6 割しか支持していない地域があるという話に関しては事実関係として把握していないとのことである。

ネガティブな情報が十分に説明されていないという質問に関しては、肯定的なものも否定的なものも、すべての影響については EIA のサマリーに記載されていて、ネパール語版を水源地地域や下流住民に配布しており、この事業の情報センターでも公開している。さらに地域住民による委員会が 3 箇所を設置されて、非常によい協力関係が構築されている。また会合が必要に応じて開催され、事業の進み具合や影響に関し、現場調査を行い、移転資格の不慮などに関しても協議を行っているそうだ。最後に、もしネパールに来るようなことがあれば、現地の事務所でぜひ説明させて頂きたいとのことである。

田辺：

まず 1 点目、まだ融資決定前なので、言葉の表現として遵守という言葉の使い方が違ったのかと思う。いずれにしても、例えば、この中であげられている被影響住民に下流の住民が含まれていない、そして補償の単価の設定が疑問ではないかという情報も伺っている。これに関してはきっちり融資検討し、新たな案が来た段階で、これまでの課題が解決されているのかという点をしっかり見て頂きたい。スケジュールに関しては、次のドラフトが提出されるタイミングは聞いているか。

MOF 傳田：

特に聞いていない。

田辺：

二番目だが、7 月に ADB が現地に行かれ、その時には会った住民から直接の懸念表明はなかったということはお答え頂いたが、この雑誌の記事にあるような、今この段階でこのようにタルー民族の団体が懸念を表明しているという事実関係については、まだ確認されていないということか。

MOF 傳田：

特にその点に関する ADB からの情報はない。

田辺：

では、ぜひその点に関して確認して頂きたい。それから現地の一連の懸念に対する認識が、事実関係も含めて、我々が受け取っている情報とここまで異なっているのはなぜなのかと正直驚いている。この点に関しては、私も秋に現地に行く予定なので、その時点で再確認してくる。今のお答えの中で、例えば、これ以前に現地の住民団体が ADB に懸念のレターを出していて、それから 8 月末の段階でも懸念のレタ

一を出しているのです、そういった懸念の動きをどれだけ ADB が情報収集できているのかが若干気になる。また引き続き、継続でこの件に関してはお願いしたい。

石井：

今の話、私はほとんど初めて聞いたのだが、ADB が行う貸付について質問しているかと思うが、それは ADB では、日本が一番大きな出資者であり、総裁が毎回必ず財務省出身ということで一番大きなスポンサーである。そういう意味もあって責任を持っておられる。そういうことから、カンボジアと同様に移転の問題は、よほど補償がしっかりしていないとさらに問題が出ると思う。移転は補助金としての支出であるべきで、融資がからんで来ることになるのととても大変ではないかと思う。

MOF 傳田：

補償に関しては基本的には、誰がやるべきかという議論があると思う。おっしゃられたように、ADB からのローンで借りて事業を行った場合の補償は、基本的には借入国政府がきちんと対応すべきものだが、ADB にはガイドラインや住民移転に関する手続きといったものは整備されているので、そういったものに則ってきちんと対応して頂く。ADB としては、セーフガードポリシーの観点からプロジェクトによって多大なマイナスの影響が住民に発生しないよう細心の注意を払って頂く。きちんと行っていないようであればこちらから株主の一人としてコメントしていくことになるだろう。

石井：

1 万 2 千人が動くというのは大変なことである。それだけの空間があるのか。何 ha くらいを一家族に与える予定なのか。おそらく、高地と低地では栄養形態もかわってくる。土地の所有権は誰が保障してくれるのかといった問題が出てくる。

MOF 傳田：

一箇所に全員が移っていくわけではないのだが、かなり大規模な移転ではあるので、おっしゃる点はある。

石井：

もうひとつ、先ほども言ったが、多目的ダムか何か、灌漑か何かに使われるか、売電のためのダムのようであるが、住民に対してどのようなメリットが還元されるのか、その辺もお聞きたい。

MOF 傳田：

ネパールの国全体として電力が不足していて、その（事業対象）地域に対して電力を供給することができるというメリットがある。しかしながら、それによって大きなマイナスの影響が一部地域の人たちに出る場合には、きちんとした対応していかなければいけないと思っている。

古沢：

EIA は公開されているのか。

MOF 傳田：

これはまだ公開されていない。まだ作成中である。

古沢：

例えば、細かいことになるが、データの的なものが全然違う。NGO サイドの情報と、今回出されたものが全然違う、データの取り方や情報の元の部分が違う可能性がある。

財務省側議題：アクラ・ハイレベルフォーラムについて

MOF 仲：

9 月 2 日から 4 日にガーナのアクラで「援助効果向上に関するハイレベルフォーラム」という OECD の DAC の関係の会議があり、出席して来たので報告したい。この会議は通称アクラ・ハイレベルフォーラムと言われている。みなさんの中で参加された方は。

森田：

JVC 熊岡さんとあと 2 名が行った。

MOF 仲：

今回の会合は、援助を受ける側の国、そしてドナーの国と、国側は 100 カ国以上から閣僚、準閣僚が参加した。それから世銀、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行などの MDBs、そして OECD、UNDP、UNICEF、WFP などの国際機関からも総裁ないし総裁クラスが出席し、その他、市民社会組織の代表なども参加されていた。日本からは外務大臣政務官の御法川さんが政府代表として出席し、他の国からもイギリスの援助庁長官など各援助機関のトップクラスの方が参加した。

この会合は、2005 年の、援助効果向上に関するパリ宣言のフォローアップとしての位置付けにあり、2010 年までに援助効果を高めていくためのものである。その中でも色々な目標があるが、中間的なレビューをして、援助効果の更なる向上に向け、今回は最終日にアクラ行動計画、アクラ・アクション・アジェンダという A が三つ並んだトリプル A と言われるものができた。その他に、この行動計画をまとめる前提として、ラウンドテーブルが 9 種類行われ、そこで活発な議論がなされた。

トリプル A 文書の中の合意点を紹介すると、まず予測性という問題がある。資金提供を受ける被援助国側から見たときに、中期的に資金がどれくらい入って来るかの予測可能性が高まることによって、開発を国家的に推進できるという発想である。これについて、ドナー側は被援助国に対して、5 年間の援助計画の情報を提供するというものである。援助計画は英語で言うと expenditure and/or implementation plans である。こういうものをドナー側から途上国に提供することで、途上国としては 3~4 年の開発が見えてくる。

それから 2 つ目は、カントリーシステムの活用。ドナー側が援助を行う場合に、途上国側のシステムを活用して援助を実現していくという話である。これに関しては、被援助側がどれだけしっかりとしたシステムを持っているかで使える場合もあるし、使えない場合もある。基本的な考え方としては、まず援助を受ける国のシステムを使うというものである。それでうまくいかない場合は、例外的にドナー側の

システムを使う。これには数値目標が新たに問われ、プログラム・ベーシック・アプローチの促進を含め、政府間援助の 50 パーセント以上は途上国側のカントリーシステムで実施していく。このように目標数値を定めて少しでも前に進もうというものである。

次に分業、division of labor について。これは、援助を受ける側にたくさんのドナーが付くので、できるだけドナー側で支援の内容について協調体制が必要というものである。これについては、どういう division of labor が good practice なのかを、DAC の援助効果作業部会が中心になってまとめる。それに沿って、ドナー側が実施し、2009 年にどれくらい進捗しているかを考える。また、国際的な分業に関する対話を 2009 年 6 月までに開始することで、できるだけ対話をし、この部分の援助効果を拡げる努力をする。

4 点目はコンディショナリティについてである。ドナー側から援助する際に、条件付けがなされる。しかし、あまりに多くの条件付けがなされると、途上国側としてもせっかく支援を受けてもやり辛くなるという問題がある。そこで、ドナーと被援助国が相互に同意した開発戦略に基づいて行うべきで、条件を付ける際には、そういうものに限定すべきであるというものである。

5 点目は、アンタイド化の問題について。これもカントリーシステムの活用とかなり連動しているが、途上国側のシステムを利用する発想から、タイドで援助する側の条件が付いたものはできるだけ避けていくということである。従来、LDC 向けについては、基本的に技術支援は除いてアンタイド化されているが、今回はアンタイド化の対象国を広げようということで、非 LDC-HIPCs の 8 カ国を追加している。ドナー側はアンタイド化を促進する為の計画を策定してできるだけアンタイド化を進めていく。

最後は、南南協力と新たな開発主体の話である。今回、南南協力と所謂三角協力について、有効性が改めて認識され、奨励するという話が出た。南南協力を行う場合の原則として、内政不干涉、関係者の平等性、独立性や国家主権、文化、現地の状況を尊重することがあげられる。

これらがトリプル A 文書の主要な点である。参加して私が感じたことを申し上げると、EU サイドとして援助効果を高めていく上で、一般財政支援が最も望ましいとの考えを強く持っていること。それに沿って援助効果を高めるという発想を EU 側は持っている。EU 以外のドナーの方では、必ずしも一般財政支援だけが有効なモダリティというわけではなく、モダリティの間に優劣をつけることはやめ、様々なモダリティを踏まえて、全てをカバーするような援助効果を高めていく努力をしようとの考えもある。

このように基本のところでは少し考えの違いというものがあり、それが文書にも表れている。EU が議長を務めたラウンドテーブルのひとつで、彼から一般財政支援が良いという紹介もあった。しかしそれに対して会場にいた CSO から、一般財政支援というのは、途上国政府の財布の中に金が入ってしまい、その国が開発に優先順位をつけて配分してしまうと意見が出た。そうすると、特定の地域において、特定の支援を受けたいときに、それが必ず国の資金配分の中で反映される保障がない。一般財政支援は必ずしもきちんとした支援を達成する上で有効なメカニズムではないとのことである。同じような話であるが、地方政府側からも、一般財政支援だと中央政府の財布に入るので、地方は配分を受けないと自分達の開発に使えないと、同じ意味で地方が考える優先順位と、中央のものとで相違が生じ、うまくいかないケ

ースがあるとの意見も出た。私からの報告は以上とさせて頂く。

森田：

このアクラの協議では、移住労働者の国内措置といった辺りはどうなのか。

MOF 仲：

ここは援助効果に議論の焦点を絞っているので、途上国のオーナーシップをまず核にして、それでカン
トリーシステムを利用したり、あるいは division of labor をするといったところが議論の主体であつ
た。

福田：

色々伺いたいことがある。ひとつは、まず援助効果にこだわっているという文脈の中で、外務省と財務
省の役割分担というか、財務省がどのような観点からこの一連のプロセスに参加しているのか教えて頂
きたい。

2 点目は、これは私の担当というか、今ちょうど新 JICA 設立に向けた中で、ローリングプランの公開問
題を扱っている。これはまさに先ほどの predictability というお話の中で、日本政府が 3 年から 4 年
くらいの中長期的に相手国に対してどのようなインプットをしていくかというもの。候補案件に対して
ローリングプランという形で各国の外務省が作り始めている。それが非公開になることを私たちは非常
に懸念している。相手国に対してはそれで predictability が固まるかもしれないが、しかしその援助
のお金の出所について、日本の市民あるいは国会なりへの accountability がそれで良いのか。現地の
JICA の事務所と外務省の間で決められる状況はいかななものか。もし財務省として何かこのことにつ
いてお考えのことがあれば教えていただきたい。

それから、カントリーシステムの話で、数値目標の話がきちんと掴めなかったが、具体的にどのエリア
のカントリーシステムについての話なのか、50 パーセントというのは、何が何の 50 パーセント以上の
話なのかを教えて頂ければと思う。あと最後にアンタイド化の議論があつて、ドナー側がそれぞれきち
んと行動計画を作ってきたとの話だが、日本政府として今後どのような対応を考えているのか。

MOF 仲：

援助効果に関する議論だが、外務省の御法川政務官がヘッドで行かれた。外務省が担当する議題が多く
あつたが、財務省は、個々の問題で何かを言うよりは、本当に援助効果を高めるためにはどうすれば良
いかという視点で臨んだ。外務省は無償や技協など様々なモダリティを持っているので、個々の問題に
意見を持っており、議論をしていた。そういう差はある。

ローリングプランの話だが、予測可能性をどう高めていくかは、各国共通して課題を抱えている。どう
いう形で途上国側に情報提供するにせよ、どの国においても援助は予算という形で国会での審議を経て、
国民へのアカウンタビリティを果たした上で決められる。それと 3~5 年の計画の整合性をどのように
取っていくかは、これから良く考えていかなければならない。3~5 年で提示するものについて、そう
いう制約が各国あるので、3~5 年で提示するが、それは必ず行えるものと理解されては困ると途上国側に

は言っている。必ずということになると、我々も毎年の予算のアカウンタビリティを果たせなくなる。したがって、途上国側も predictability を高めつつ、一方で毎年の予算なのでアカウンタビリティを果たしていく。そこをどう整合性を取るかを各国みんな考えている。

カントリーシステムはどのエリアかという話があったが、その国の財政制度、会計制度、調達制度などは、その国のものを使っていくことになる。50%というのは、政府間援助の50%以上でカントリーシステムを使うという目標である。この目標の期限は、他のパリ宣言の目標同様、2010年である。

福田：

50%の目標に係るのは、今言った財政制度、調達制度を全部用いなければならないということか、一部を使っていても目標達成になるのか。

MOF 仲：

そこまで詳しく決まっていないが、基本的な思想は、大部分をその国の制度を使って、ということになる。

清水：

今の中に住民移転の制度や環境アセスメントの制度などの環境社会配慮制度の活用は言及されているか。

MOF 仲：

それは基本的にはコンディショナリティの問題になるものと理解している。そこまで含めてカントリーシステムとなると、ゆるい国もあるという問題がある。アンタイド化のドナー側の計画については、課題を抱えているのでドナー側がそれぞれ考えていくことになる。

福田：

そこは財務省は関係ないのか。

MOF 仲：

基本的に我々は財務の面から見ているので、アンタイド化については、一般論としてコストを下げる効果があるのであればアンタイド化を進めたほうが良いというスタンス。一方で質の問題があるので、無視するわけにはいかない。

石井：

相手国の制度を利用するという点について、相手国が持っている無形の資本を結びつけるという方法は出来ないのか。例えば、国連腐敗防止条約がある。その中で一番大きな問題は逃避している資本。資源収入や援助収入の一部を海外に流している問題があり、深刻なのがアフリカである。それを本国に里帰りさせる必要がある。日本では、国会で6月に承認したが、これに基づいて国連組織犯罪防止条約と国連腐敗防止条約、ハーバー条約の3つを1本の法律で調整しようとしたが、国連組織犯罪防止条約の中に共謀罪が入っていたために、批准が塩漬けになってしまった。日本は国内法を整備するまで批准しな

いということになっているので、批准の見通しがつかなくなってしまった。

もうひとつ、ペルーの経済学者が途上国には死蔵されている資本があると言っている。その死蔵された資本というのは、貧民屈の土地だという。貧民屈は公共の土地にある。国家が地権を与えれば、それを担保に銀行からお金を借りることも出来ると言っている。後進国では、権利の証券化がきちんと出来ていない。こういうことをやれば眠っている資本を活かしながら、援助と結びつけることができる。例えば、貧民屈の中に上下水道を引いたり、道路を作ったりすれば、貧困削減に直結した援助が出来る。その辺りは議論の対象にならないか。

MOF 仲：

埋もれた資本の話というのはされていない。国内の資本のモービライズというテーマでそういう議論が出てくる可能性はある。最初におっしゃっていた腐敗防止条約の関係は、トリプル A のパラ 24 の D に明示的に取り上げていて、効率的な開発資金という意味では、コラプションとどう戦っていくかが重要で、ドナーと途上国は、国連腐敗防止条約を含めて国際的に合意された principle をきちんと respect していきましようとか書かれている。

石井：

もうひとつ、Extractive Industry Transparency Initiative (EITI) がある。ブレアが提唱したもので、資源を開発するときに、お金を払った方と、受け取った方の両方が会計を公開するものだが、入っていなかったか。

MOF 仲：

トリプル A かパリ宣言のどちらかに EITI の話は入っていたと思う。日本企業の中にも賛同して参加している企業もある。

清水：

トリプル A の合意文書は公開されているのか。

MOF 仲：

草案段階からウェブ上に出ている。CSO もコメントできるようになっている。

清水：

質問の 1 点目は、コンディショナリティで、双方合意可能なものについて行うという話があったが、私の理解では、これまでのコンディショナリティも、双方が合意して、ローンアグリーメントに含まれているものであった。今までがどうで、今後はどのようなのかを教えてください。

2 点目は、EU が一般財政支援を押しているとの事だったが、その背景を教えてください。日本の場合は、インフラを推し進めている傾向がある。インフラがこれまで経済成長に役立ってきたという評価も出され、その評価も踏まえてインフラを推し進めているという理解である。EU の場合は、これまでの経験で成功例があって言っているのか。

3 点目は、この会合の中で中国の援助については何か話し合われたのか。話し合われたとしたらどんなことを話し合われたのか。

4 点目は、先程の EITI の話にも関わってくるが、パリ宣言の中で EITI が言及されているとおっしゃっていたが、G8 でも EITI を支持するという声明が出されている。一方で、G8 の中で日本とロシアだけが採択していない現状がある。財務省としてどのようにお考えか。日本政府として採択していない理由は何か。

MOF 仲：

コンディショナリティについて、開発戦略に沿った形で、提供した資金が使われるようにというコンディショナリティなら良いだろう、ということを基本的な発想にしている。

一般財政支援を EU が推している背景だが、色々なことが絡んでいると思うが、ソーシャルセクターに重点を置いて貧困削減を図ることを強調してきた。そういうものを進める上でどういうモダリティが良いのかという中で、相手国の予算の中に無償の資金を差し上げるという形の一般財政支援が有効なのではないかというのが EU の発想だと思う。ただ、それをやってきた中で例えばアフリカで見ると、アジアと比較してなかなか成長しないのはインフラへの投資が足りなかったという反省も出ている。インフラ開発の時にどういったモダリティが良いのかについては、インフラの収益性に合うような形でローンを返済してもらうことであれば良いのではないかという議論もある。援助の流れは貧困削減などのソーシャルセクターに重視してきたが、インフラにも力を入れていかなければいけないという反省の中で、EU の中でも、どのモダリティが適切かは議論されるのではないかと思う。

石井：

日本の場合は要請主義。実際は日本のコンサルタント会社がお膳立てをして相手国政府に持ち込んで、相手国政府から要請するという形になっている。どういうダムが必要なのか。例えば灌漑に結びつけた多目的ダムであれば、地元にも利益がいく。単に売電するだけのダムではどうかと思う。何が必要なのかを発掘するという発想でやる方向に変えていくべきではないか。

MOF 仲：

アクラで議論された中身は途上国のオーナーシップである。インフラを作る上でどのインフラを優先するかは、途上国自身が良く考えるというのが基本的な整理。途上国の中で議会、市民、地方政府に対して中央政府がどのようにアカウンタビリティを果たすか、そこが重要になる。援助効果の中では途上国のアカウンタビリティが開発援助で効果を上げるために重要だと言っている。要請主義という考え方は、途上国がオーナーシップを持つべきというパリ宣言及びアクラの合意に沿っているのではないか。

残りの二つだが、中国の問題は南南協力という中で、中国を新しいドナーとして捉えている。EITI は日本としてどういった貢献が出来るのかを考えている段階。

NGO 側議題 1：「適応」対策のための「革新的市場メカニズムの開発」促進における世銀とアジア開発銀

行の役割に関する財務省の方針について

森田：

経緯から申し上げますと、洞爺湖サミットが開催される前に世界銀行のゼーリック総裁が、途上国の貧しい人々を支援する上で天候インデックスと連動した保険商品が有効であると考えられるので、その実現に向けて世銀の理事会と協議しているというプレスリリースを 5 月 29 日に発表した。それを受けて 6 月に世銀が仲介的役割を果たすことが理事会で承認されたという情報が入って来た。

前回の協議会では、今後、本件に関して、どのようなプロセスで物事が決められていくのか質問させて頂いた。その際、意思決定プロセスを公開して市民社会からの意見を聞いて欲しいと話をした。世界銀行については、気候変動に関する戦略的枠組みがあり、パブリックコメントもオンライン上で求めている、何が行われているかが分かりやすい。その後、天候インデックスを使った保険に関して、アジア開発銀行でセミナーを開催する予定だと伺った。しかし、アジア開発銀行としてどのようなプログラムを考えているか全く分からなかった。これが質問 1 を出させて頂いた趣旨である。

また、6 月 13、14 日に開催された G8 の財務大臣会合では、天候インデックスに連動した保険を活用した途上国における自然災害対策については、G8 の財務大臣より世界銀行にセミナーの開催を依頼しており、その結果を来年の G8 財務大臣会合で報告をするよう要請している。世銀のセミナーに先駆けて行われる今回のアジア開発銀行のセミナーで、財務省として何をやろうとしているのかを知りたい。

インデックス保険を活用した自然災害対策については JBIC でも研究会を行っているし、世界銀行が何をやろうとしているかは周知されている。そこで問題とされているのは、天候インデックス保険を使った自然災害対策は、後発途上国など非常に貧しい国の最貧層には届かないということである。最貧層に届ける為には現地の NGO や Financial Institution と協力する必要があることは関係者の間ではコンセンサスとしてある。アジア開発銀行と財務省で、これまでの経緯を踏まえて、気候変動の適応対策の一環として途上国における自然災害対策として天候インデックスの活用に関するセミナーを開催するのであれば、NGO、企業も含む市民社会からの知見を反映させるようなプログラムにして頂きたい。

3 月 27 日の世界銀行、アジア開発銀行、財務省等が主催したシンポジウムでも国際的な金融機関の代表者が途上国での MF I との協働はすでに始まっており、今後の課題はマイクロインシュアランスであると明言していた。財務省の政策的一貫性という観点からも、秋に天候インデックス保険に関するセミナーを開催し、その成果を来年の G8 に繋げていくのであれば、今年 3 月の国際シンポジウムでの議論を踏まえた内容のプログラムとすることが望ましいのではないかと。財務省としてはどう考えているか、お聞きしたい。

MOF 錦織：

まず、ご指摘頂いた 7 月と 8 月の質問について回答が遅れていることは申し訳なかった。半分は確定していない。まだ決まっていないところについては地域協力課から説明させて頂く。

MOF 西山：

新規の取り組みという色彩が強いので、新たにリスク保険市場に対する途上国のマーケットアクセシビリティを確保していくか、それから技術的には保険という金融メカニズムをどのように機能させるか、例えばアカウンタビリティのあるスキームの構築、そのための正確な統計データの入手、といった課題がある。質問があった ADB のセミナーについては、現在 ADB 内でプレスリリースに向けて作業中であり、プレスリリースが出され次第当方から連絡する。会合についても、アジアを初めとした対象地域の特徴を踏まえながら、自然災害に対する脆弱性、そういったリスクをどのようにカバーしていくか、域内にどのようなリスクがあるか、どういった人達が保険を必要としているかといった内容を扱い、世銀や日本における自然災害リスク保険の経験・知識を共有していく。キックオフ・コンファレンスは ADB が主催で、財務省が共催になる。参加者はアジア各国の政府、世銀等の国際機関、研究者、保険会社等の民間金融機関が中心で invitation を受けた者が参加するとの対応になっている。

森田：

このスキームを有効なものとするには途上国における NGO との連携が必要である。実際にオックスファムなどこの問題に取り組んでいる NGO もたくさんいるわけで、今回のセミナーにはそのような NGO にも参加して頂きたい。繰り返しであるが、今の形であれば、インデックス連動型保険が最貧層に届かないことは明らか。その点をどのようにするのか、政府関係や企業だけではなく現地で取り組んでいる NGO の話を聞いてみることは極めて重要である。今回のセミナーはアジア開発銀行主催で、共催が財務省なわけだから申し入れをされたりすることは可能ではないのか。世界の流れではそうなっているということ言いたい。

今年の 2008 年 3 月にヨーロッパのスウェーデンでインデックス連動型保険を活用した自然災害対策についてまとめたレポートがあり、その中でも一番の課題として最貧層に届くメカニズムを作るべきだということを提言している。世界銀行も同様な方向で検討を進めていると理解している。アジア開発銀行主催のセミナーでも、これらの世界で起こっている議論を反映したプログラムにしてもらいたい。もう 1 つ付け加えると、この分野におけるビジネスセクターと NGO との協働は、国際的な NGO の世界でも実質的に促進していくことが望ましいと考えられている。

古沢：

自然災害対策として大きな可能性を持つという評価だが、素朴な疑問として保険商品としての特長にはいろいろある点をどうとらえているのか。損害保険の組立方や、共済方式などいろいろあり、いわゆる保険商品としての持っている特性の中で、いろいろな可能性をどう見ているのか。もう 1 つは、保険というメカニズムではなく、基金とか色々なメカニズムと比較して、それが本当に最貧層をターゲットにした場合にもうまくいくかという疑問についてどう考えるか。いろいろ確認して、もう一度細かい点を議論したい。どの程度の可能性があると考えたらいいのか。

MOF 西山：

目下まさにどのようなスキームが必要とされているのかスタディがなされているところ。金融の機能を活用した新規の取り組みの 1 つとして、保険商品としての特長をどうとらえていくかというのは大変重要なご指摘。そのような各方式関係を知っていくことに際し、保険としてのスキームが Work するには保険数理によるリスクの分散が重要なポイントと考えられる。入り口のお金をどの程度加入者の

保険料で賄いあるいは基金等で調達するか、保険の対象地域、支払いのトリガー、また保険の受け手をどの単位とするかといった内容は今後検討されることとなる。

以上